

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○森林法施行細則の一部を改正する規則

(自然保護課)

一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

二

○廃川敷地等の発生(三件)

(河川課)

二

○都市計画事業の認可

(都市計画課)

二

公 告

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

三

選挙管理委員会

○証票の無効

六

収用委員会

○鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件審理の開始

六

○鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件公示による通知

七

規 則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月十九日

○宮城県規則第六十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成二十二年宮城県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(林地開発許可の状況の公表)

第六条の二 知事は、林地開発許可をしたときは、当該林地開発許可に係る次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 許可をした年月日及び許可の番号

二 開発行為に係る森林の所在場所

三 開発行為の目的

四 開発行為に係る森林の土地の面積

五 開発行為の期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年八月二十九日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の森林法施行細則第六条の二の規定は、この規則の施行の日前になされた林地開発許可で

同日以後の日を開発行為の期間の末日とするものについても適用する。

告 示

○宮城県告示第七百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二七〇〇二六二	セントケア富谷中央 黒川郡富谷町東向陽 台三丁目二十八二	同行援護	セントケア宮 城株式会社	平成二十六年 八月一日
○四一二七〇〇三二〇	ジャパンケア富谷 二丁目六二	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ビス	平成二十六年 八月一日

○四二〇九〇〇一〇四	ジャパンケア仙塩七ヶ浜 多賀城市大代五丁目 十番四十五号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ジャ パンケアサー ビス	平成二十六年 八月一日
------------	------------------------------------	----------------	------------------------	----------------

○宮城県告示第七百六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十六年 十月一日	南三陸町 歌 津	午前十一時から 午後四時まで	南三陸町平成の森
同 十月二日	南三陸町 志津川	午前九時から 午後二時まで	南三陸町スポーツ交流村 (総合体育館)

○宮城県告示第七百七十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県大河原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系平家川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年七月十八日

三 廃川敷地等の位置

蔵王町宮字井戸井前五十八番一地先及び八十二番一地先

蔵王町宮字小浜川原三十一番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 六千五十九・七七平方メートル

○宮城県告示第七百八十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県大河原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

一級河川阿武隈川水系平家川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年七月十八日

三 廃川敷地等の位置

蔵王町宮字井戸井前八十五番二地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二百八十・三六平方メートル

○宮城県告示第七百九十号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名称

二級河川七北田川水系要害川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十六年七月四日

三 廃川敷地等の位置

仙台市泉区市名坂字南前百番二

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 十五・〇平方メートル

○宮城県告示第七百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとお

り認可した。

平成二十六年八月十九日

一 施行者の名称

多賀城市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・二百三十一号清水沢多賀城線及び三・四・百四十九号津波復興拠点連絡線

三 事業施行期間

平成二十六年八月十九日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県多賀城市東田中字志引及び東田中一丁目並びに八幡字庚田、同字六貫田、同字一本柳及び八幡一丁目地内

2 使用の部分

宮城県多賀城市東田中字志引並びに八幡字庚田、同字六貫田、同字一本柳及び八幡一丁目地先

公 告

○県営沖富地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営沖富地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農村防災施設整備事業））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十六年八月十九日から平成二十六年九月十七日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十六年九月十七日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八七-12251 栗原市築館藤木五一

電子メールアドレス n h i k k h n r i m a @ p r e f . m i y a g i . j p

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限ります。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、栗原市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年八月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する工事

1 工事番号 平成二十六年県債復街A七〇〇一号

2 工事名 魚町道路改築工事

3 施工場所 (都) 門脇流留線 石巻市魚町地内外

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月二十四日まで

5 工事概要 施工延長 二、六一四・九メートル WⅡ九・〇メートル(五〇・〇メートル)

盛土工 一六七、四〇〇立方メートル

地盤改良工(HⅡ一・五メートル) 八〇、〇四〇平方メートル

排水構造物工 一式

舗装工 一式

補強土壁工(テールアルメ工) 一式

取付道路工 六箇所

6 予定価格 三、三七六、四二一、〇〇〇円(消費税及び地方消費税を除く)

7 入札方式 一般競争入札(入札参加資格事前審査方式(施工体制事前提出方式)・郵送入札)

調査基準価格及び数値的判断基準を適用)

8 落札方式 総合評価落札方式(標準型(施工計画型))

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1及び2に掲げる要件を満たす特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

1 共同企業体の結成方法

- (一) 構成員の数は、三者であること。
- (二) 構成員の組合せは、2の(一)及び(二)の資格を満たす一者、2の(一)及び(三)の資格を満たす二者の組合せであること。
- (三) 結成は、自主結成であること。
- (四) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (五) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。

2 共同企業体の構成員の資格

- (一) 共同企業体におけるすべての構成員
 - (1) 平成二十六年宮城県建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格(土木一式工事)(以下「特定調達参加資格」という。)を有すること。
 - (2) 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 開札日において、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。
 - (4) 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。
 - (5) 開札日において、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。
 なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。
 - (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本人札に参加することはできない。なお、入札に参加しようと

する者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(7) 本人札に参加しようとする複数の共同企業体の構成員となっていないこと。

(8) 経常建設共同企業体及び事業協同組合は、共同企業体の構成員となることができない。

(二) 共同企業体における代表者

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七條の二十九第一項の規定する総合評定値が千二百点以上であること。

(2) 建設業法第十五條の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。

(三) 共同企業体における代表者以外の構成員

(1) 特定調達参加資格の承認の際に土木一式工事に係る建設業法(昭和二十四年法律第百号)

第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が九百五十点以上の一者及び八百五十点以上の一者であること。

- (2) 建設業法第十五条の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 土木一式工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの工事現場に専任で配置できること。

三 入札手続等

1 担当課及び担当班

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号(宮城県庁舎二階)

宮城県出納局契約課工事契約班 〇二二二二二一三三三六

2 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

- (一) 契約条項を示す場所 1と同じ

- (二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十六年八月十九日(火)から平成二十六年八月二十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日等」という)を除く)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)。

- (三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

1において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

3 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書(案)を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができる。

- (一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十六年八月十九日(火)から平成二十六年九月二十九日(月)まで(休日等を除く)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)。

- (二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県政情報センター(宮城県庁舎地下一階)

4 入札書の提出期限及び場所

- (一) 提出期限及び方法

平成二十六年九月三十日(火)午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

- (二) 場所 1と同じ

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十六年十月一日(水) 午前十時

- (二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室(宮城県庁舎二階)

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(三の2により配布する様式による)を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

- (一) 入札参加資格確認申請書

- (二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

- (一) 受付期間及び時間

平成二十六年八月十九日(火)から平成二十六年八月二十九日(金)まで(休日等を除く)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)。

- (二) 提出場所

三の1と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする)。

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のし

た入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十八号）第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）、宮城県建設工事競

争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）において閲覧できる。

6 詳細は入札説明書による。

十二 概要

Summary
1 Services Required : Reconstruction work on Sakana-machi Road

2 Application Deadline for Participation in Bidding : August 29, 2014, 5 : 00 p.m.

3 Deadline for Bids : September 30, 2014, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel: 022-211-3336

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十六年八月六日以降無効とする。

平成二十六年八月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

記

証票番号 第三号の〇四四

証票番号 第三号の〇四一

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第十一号

国土交通大臣起業の一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事に係る土地収用事件（鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二

百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十六年八月十九日

宮 城 県 取 用 委 員 会

- 一 日時 平成二十六年九月二十九日(月)午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第十二号

鳴瀬川中流部改修工事鎌巻二号事件について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるの
で、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十六年八月十九日

宮 城 県 取 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十六年八月六日付け宮収第十六号審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

ナカムラカズオ 住所不明

氏名住所不明 ただし阿部武喜の子

中村一子 住所不明

Jose Yoshio Nakamura 住所不明

Luiz Teruyoshi Nakamura 住所不明

氏名住所不明 ただし中村朝子 (Assako Abe Nakamura) の三女 Maria Yoshie Kitakawa の子

で一部判明した氏名は Eduarado

氏名住所不明 ただし中村朝子 (Assako Abe Nakamura) の三女 Maria Yoshie Kitakawa の子

で一部判明した氏名は Lucia

氏名住所不明 ただし中村朝子 (Assako Abe Nakamura) の三女 Maria Yoshie Kitakawa の子

で一部判明した氏名は Osvaldo

Mario Kazuo Nakamura 住所不明

Ana Fussako Nakamura 住所不明

Antonio Toshio Nakamura 住所不明

Aparecida Sueno Nakamura Da Silva 住所不明

オノツギロ 住所不明

Terezinha Kayoko Abe Motoda 住所不明

Claudio Seiti Abe 住所不明

Silvio Shinyhi Abe 住所不明

Mario Riori Abe 住所不明

Regina Kiyoko Abe 住所不明

Sergio Akira Kaihara 住所不明

Nelson Yoshishiro Kaihara 住所不明

Ciro Mazani 住所不明

Luiz Antonio Mazini 住所不明

Massayoshi Ando 住所不明

Fusako Shinohara 住所不明

Haruko Ando Nagatani 住所不明

Massako Watanabe 住所不明

Luiza Ando 住所不明

Tomeko Ando Komori 住所不明

Minoru Ando 住所不明

Paulo Kiyoshi Ando 住所不明

Yaeke Ando Marcato 住所不明

Kiniko Ando Ikegami 住所不明